

賛助会員制度規程

平成 25 年 5 月 8 日 理事会決定

第 1 条 公益社団法人東京グラフィックサービス工業会（以下「この法人」という。）定款第 6 条第 1 項第 2 号に定める賛助会員については、この規程による。

第 2 条 この法人は賛助会員に対して次の活動を行う。

- (1) 機関誌の提供
- (2) この法人が実施する調査及び情報の提供
- (3) この法人が認めた諸行事への参加

第 3 条 賛助会員の資格は、主として東京都内に商圏を持つ印刷・グラフィックサービス関連機資材業者並びに紙業関連、情報処理関連、企画デザイン業者等とする。

第 4 条 賛助会員の入会及び退会は、この法人定款第 7 条及び第 9 条を適用する。

第 5 条 入会金及び会費は、総会にて別途定める。

第 6 条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。